

大和市立図書館資料の貸出等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市立図書館条例施行規則（昭和31年教委規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、図書館資料の貸出等について必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを受けることができるもの)

第2条 規則第3条の規定にある学校とは学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校及び第124条に規定する専修学校並びに第134条に規定する各種学校で修学年限が1年以上のものとする。

(貸出の点数及び期間)

第3条 規則第3条第1号と第2号及び第4号に規定する者が図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は制限を設けないものとする。

2 規則第4条第1項の規定による図書館資料の貸出期間において、期間の延長を希望する場合は、当該図書館資料に対し本要領第7条に規定する予約がされていない場合に限り、貸出期間の延長の申し出があった日の翌日から起算して14日を限度として貸出期間を延長することができる。

3 12月15日から12月28日までの期間の貸出期間は、各学習センター図書室のみ21日以内とする。

(督促)

第4条 規則第6条に規定する督促は、次に掲げる方法（以下「督促手段」という。）により行うものとする。

- (1) 電話
- (2) 郵便
- (3) 電子メール

(貸出しの停止等)

第5条 規則第7条に規定する貸出しの停止は、返却期限日の翌日から起算して45日間経過後なお、図書館資料を返却しない場合又は当該図書館資料に係る弁償を行わない場合に適用するものとする。

2 前項の措置の実施は、延滞者に対して督促手段により事前に通知するものとする。

3 第1項の貸出しの停止措置を適用する者に対しては、新たな貸出し及び貸出中その他の理由でただちに利用できない図書館資料の利用申込み（以下「予約」という。）又は、市立図書館及び学習センター図書室（以下「図書館等」という。）に所蔵していない図書館資料の利用申込み（以下「リクエスト」という。）を新たに受け付けないものとする。

4 度重ねての督促にも関わらず延滞図書物の返却に応じない者に対して、前項の措置に加えて既に受け付けている予約及びリクエストを取り消しするものとする。

5 貸出しの停止の措置は、延滞図書館資料がすべて返却され、又は弁償が完済されたことを確認した後、解除する。ただし、前項により取り消した予約及びリクエストは復元しないものとする。

(貸出しの手続)

第6条 規則第8条第2項の利用者カードの交付を受けようとする者のうち、小学生以下の者で住所、氏名等を証する書類（以下「確認書類」という。）の提示が困難な場合は、保護者の記入による利用者カー

ド交付申請に係る住所証明書（第1号様式）の提出をもってこれに代えることができる。

- 2 規則第8条第2項の利用者カードの交付を受けようとする者のうち、市内の会社等で在勤する者は確認書類のほか、勤務先が発行した勤務の状態が確認できる書類を提示しなければならない。ただし、勤務の状態が確認できる書類の提示が困難な場合は、在勤証明書（第2号様式）の提出によりこれに代えることができる。
- 3 規則第8条第2項の利用者カードの交付を代理で受けようとする者は、確認書類のほか、代理人選任届（第3号様式）を提出しなければならない。ただし、保護者が小学生以下の者の代理申請をする場合は、代理人選任届の提出を省略することができる。

（予約又はリクエスト）

第7条 規則第8条第2項の利用者カードの交付を受けた者は、予約又はリクエストをすることができる。

ただし、次に掲げる図書館資料を除くものとする。

- (1) 図書館等に所蔵していない漫画
- (2) 学習参考書、問題集
- (3) 未刊の図書館資料
- (4) 禁帯出本

2 予約又はリクエストをできる図書館資料の数は、一人につき予約及びリクエストを合わせて15冊を限度とする。

3 予約又はリクエストをした者は、当該図書館資料が貸出可能となってから、7日間は優先して貸出を受けることができる。

4 前項に規定する期間内に当該図書館資料を利用しない場合は、予約又はリクエストは取消したものとみなす。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年12月20日から施行する。

（経過措置）

2 第5条に規定する貸出しの停止等は、施行期日に既に延滞者又は弁償者である者に対しては施行期日から起算して45日間経過した時点で適用する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年 11月 3日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

利用者カード交付申請に係る住所証明書

大和市教育委員会あて

年 月 日

（ふりがな）

お子さまの氏名

生年月日 年 月 日

住所

電話番号

上記のとおり証明します。

（ふりがな）

保護者の氏名

続柄（お子さまとの関係）

お子さまが、大和市立図書館利用者カードの交付申請及びパスワードの発行申請の際に住所を証明する書類を持参できない場合、この証明書により確認いたします。

第2号様式（第6条関係）

在勤証明書

大和市教育委員会あて

住 所 _____

氏 名 _____

大和市立図書館利用者カード交付申請にあたり、上記の者は、当社に在籍していることを証明します。

年 月 日

会 社 名 _____

所 在 地 _____

責任者職・氏名 _____

社印

第3号様式（第6条関係）

代理人選任届

大和市教育委員会あて

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

上記の者を代理人に選任し、大和市立図書館利用者カード交付申請及び貸出しの権限を委任したので、届出します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____